

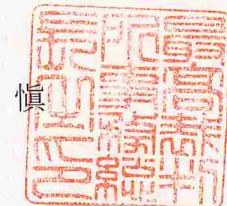
最高裁秘書第5661号

令和元年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月6日付け（同月7日受付、第014178号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年9月9日付け日弁連法1第249号日本弁護士連合会事務総長事務連絡「第73期司法修習生等に対する採用に関する要請について」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（氏名、メールアドレス）及び公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

日弁連法1第249号  
2019年（令和元年）9月9日

司法研修所事務局長 染 谷 武 宣 殿

日本弁護士連合会  
事務総長 茂 田 優  
(公印省略)

第73期司法修習生等に対する採用に関する要請について  
(事務連絡)

標記につきまして、貴所との協議に基づき、当連合会から弁護士会に対し、別紙のとおり要請を行っておりますので、御参考として送付します。  
よろしくお願ひいたします。

添付資料

2019年9月3日付け 日弁連法1第246号「第73期司法修習生等に対する採用に関する協力について（要請）」

担当課 日本弁護士連合会法制部法制第一課

電話

FAX 03(3580)9899

E-MAIL



日弁連法1第246号  
2019年（令和元年）9月3日

弁護士会会长 殿

日本弁護士連合会  
会長 菊地 裕太郎  
(公印省略)

第73期司法修習生等に対する採用に関する協力について  
(要請)

当連合会は、令和元年12月5日から司法修習を開始する第73期司法修習生及び司法修習予定者に関し、「司法修習の実効を期すとともに司法修習生等の職業選択の自由を尊重するため、下記のとおり要請いたします。

貴会会員に対し、この要請の趣旨を周知徹底していただくとともに、行き過ぎた勧誘行為等が認められた場合には、当該会員に対し、個別に実情に応じた対応をとっていただくなどして、平穏な司法修習環境を維持し、司法修習の実をあげるべく御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 会員は、第73期の司法修習生及び司法修習予定者（以下合わせて「司法修習生等」という。）について、事務所見学、採用選考等の日程及び時刻を決定するにあたっては、司法修習に対する影響を低減するように配慮しなければならない。なお、導入修習期間中（令和元年12月5日から同年12月25日までの期間）は、司法修習を欠席することを要することとなるような事務所見学、採用選考等を行ってはならない。
- 2 会員は、司法修習生等に対し、過度の飲食提供、その他不相当な方法による採用のための勧誘行為を行ってはならない。
- 3 会員は、第73期司法修習生等に対する採用決定（内定を含む。）により、司法修習生等を拘束してはならない。会員は、第73期司法修習生等の会員に対する採用の申込み又は会員からの採用の申込みに対する第73期司法修習生等の承諾につき、司法修習生等が撤回することを妨げてはならない。
- 4 会員は、職業選択に関する司法修習生等の自由な意思を尊重しなければならない。

以上